総　務　政　策　委　員　会　会　議　録

招　　集

令和８年９月１８日（金）午前１０時　議会委員会室

出席委員（９名）

（委員長）森　田　悟　史　　（副委員長）加　藤　　彰

大　下　哲　治　　徳　田　博　文　　松　田　真　哉　　矢　倉　通　宏

吉　岡　古　都　　鷲　尾　一　樹　　渡　辺　穣　爾

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】長谷川部長

［総務管財課］足立次長兼課長　木村課長補佐兼総務担当課長補佐
富田課長補佐兼財産管理担当課長補佐　遠藤課長補佐

［調査課］泉原課長　畠中課長補佐兼行財政調査担当課長補佐
荒木行財政調査担当係長

［職員課］楠課長　久保課長補佐兼人事・給与担当課長補佐
矢倉研修厚生担当課長補佐

［財政課］中本次長兼課長　中村課長補佐兼総括主計員　髙木主計員

【総合政策部】西川部長

［総合政策課］松本課長　池田総合戦略室長兼広域行政推進室長
末次総合戦略室係長

［都市創造課］赤井課長　中原課長補佐兼都市計画・政策担当課長補佐
川瀬都市計画・政策担当係長

［交通政策課］倉本課長　戸﨑担当課長補佐

【淀江支所】

［淀江振興課］堀口次長兼課長　東森課長補佐兼地域環境保全・整備担当課長補佐
斎藤振興担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長　田村次長　松田調整官　松原議事調査担当主任

傍 聴 者

新井議員　伊藤議員　岡田議員　門脇議員　小枝議員　田村議員　塚田議員
津田議員　錦織議員　西野議員　前島議員　又野議員　三木議員　矢田貝議員
渡邉議員
報道関係者４人　一般０人

審査事件及び結果

議案第９１号　米子市本宮名水の杜条例を廃止する条例の制定について　［原案可決］
議案第９２号　米子市淀江農林産物直売施設条例を廃止する条例の制定について
［原案可決］
議案第１０２号　財産の交換及び土地売買予約契約の締結について　［原案可決］

陳情第５号　　地方財政の充実・強化を求める陳情に関する陳情　　［不採択］

報告案件

・「第２次米子市まちづくりビジョン」令和７年度の取組状況等について［総合政策部］
・米子市立地適正化計画の変更について［総合政策部］
・米子市次世代進化プラン（第５次米子市行財政改革大綱）実施計画の実施状況について［総務部］
・米子市特別職報酬等審議会の開催について［総務部］
・米子市職員定員管理計画の策定について［総務部］

～～～

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第９１号、米子市本宮名水の杜条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長　御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９２号、米子市淀江農林産物直売施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

堀口淀江支所次長。

○堀口淀江支所次長兼淀江振興課長　議案第９２号、米子市淀江農林産物直売施設条例を廃止する条例の制定につきまして御説明いたします。

米子市淀江町本宮にあります、愛称「淀江どんぐり村」で知られる本施設を廃止するため、その設置及び管理について定めた条例を廃止しようとするものです。なお、この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

本件につきましては､今年３月の総務政策委員会にて説明させていただいておりますが、改めて経過等について説明させていただきます。本施設は、地元の農林産業の活性化を図るため、平成８年１０月に設置され、平成９年３月に開所したものです。本施設も本宮観光農事組合により運営され､平成１８年度からは指定管理者制度を適用しておりましたが、運営継続が困難となったことから、本組合からの申出を受け、令和８年３月末をもって指定管理を終了いたしました。

また、本年７月の委員会にて説明させていただきましたが、この施設につきましては、現在、サウンディング調査を実施しており、今後、売却に向けた公募型プロポーザルの実施を予定していることから、本施設を廃止することといたしました。

説明は以上となります。

○森田委員長　当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ございませんね。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第９２号、米子市淀江農林産物直売施設条例を廃止する条例の制定について、原案

のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長　御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時０５分　休憩

午前１０時０８分　再開

○森田委員長　総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から２件の報告を受けたいと思います。

初めに、「第２次米子市まちづくりビジョン」令和７年度の取組状況等について、当局からの説明を求めます。

松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　そういたしますと、「第２次米子市まちづくりビジョン」令和７年度の取組状況等について御報告させていただきます。お手元に資料のほう展開させていただいておりますので、御確認いただければと思います。まず、第２次米子市まちづくりビジョンの取組状況等については、今お手元に展開させていただきました資料に基づいて、ポイントを絞り説明させていただこうかと思います。別添の資料１から５も添付させていただいておりまして、こちらのほうに詳細が載っておりますので、併せて御確認いただければというふうに思っております。

まず最初に、米子市の状況といたしまして、人口の動向として主なポイントを御説明させていただきたいと思います。まず１つ目のポイントといたしまして、総人口の推移と少子高齢化の進行でございまして、米子市の人口、令和７年度１０月時点ですけども、下段のほうに表もつけておりますが、１４万３，０６０人というふうになっておりまして、一貫して減少傾向にございます。これも社人研の推計どおりに減少しておりますし、２０２５年には高齢化率３０．５％というふうになっているという状況でございますので、今後も人口減少を前提とした上で、地域の活力、維持向上を図る施策展開が必要になってくるというふうに考えているところでございます。

２点目のポイントといたしまして、自然減でございます。本市の出生率、婚姻率、そういったものは、国・県の状況を若干ですけども上回ってる水準を維持している状況ではございますが、年間の出生数、こちらは初めて１，０００人を割り込んだという状況でございます。このような状況を捉えまして、若者ですとか女性、そういった方に選ばれるまちづくりですとか、結婚、出産、子育て、こういったものを希望する方、そういったものを地域全体で支える整備環境というものを一層進めていく必要があろうかと思ってございます。

続きまして、社会増減の状況でございます。２０２５年は４年ぶりに社会増となっております。この増がコロナ以降の社会減が一旦落ち着いたのか、あるいは再び減少に転じるのか、いろいろ動向が変わっておりますので、そういったようなものを注視しつつ、米子市まちづくりビジョンに掲げる様々な取組ございますので、そういったものを総合的に展開していく必要があるというふうに考えているところでございます。

４点目のポイントといたしましては、今、本市の状況は御説明いたしましたが、圏域、鳥取県西部であったり、中海・宍道湖・大山圏域、そういったようなところでも人口減少

というのは進んでおりますので、こういったものは本市にも大きな影響を与えてくるというふうに考えております。今後は、単独自治体の枠を超えた広域的な連携といったようなものも力を入れていく必要があろうではないかというふうに考えてございます。

そうしますと続きまして、２ページ目になります。令和７年度の取組状況の主なポイントについて御説明させていただきます。資料といたしましては、２、３、４を御準備しております。米子市第２次まちづくりビジョンの評価につきましては、本年度は初年度ということになっておりますので、改めて評価の定義というところを見直しております。２ページ中段に評価の定義を掲載しております。

まず、ＡプラスからＣまでの評価ということで、Ｃのほうは、進捗が遅れているものであるとか、改善が、見直しが必要である。Ｂについては、目標達成に向け継続的な取組、フォローを要する。Ａについては、計画に基づいて進んでいる。Ａプラスをつくらせていただいたのは、顕著な成果があるものについては、これで評価させていただこうというような考えでございまして、前回にはこういった定義を説明する文言がなかったので、なるべくこういったものをつけさせていただいて、分かりやすく進捗状況を評価させていただいたというところでございます。

続きまして、米子市まちづくりビジョンに掲げました５１項目のそれぞれの取組がございますが、およそ３分の２に当たります３３件、約６５％の取組でＡ評価、着実な推移を示したＢ評価というのが１８件で、３５％というふうになっておりまして、ＡプラスやＣといった評価はないというような状況でございます。基本目標ごとの初年度の評価については、一覧表をつけておりますので、御確認いただければと思います。なお、詳細な評価につきましては、資料の２－１から７というものをつけておりますので、こちらのほうも併せて御覧いただければと思います。

続きまして、数値目標の状況でございます。ビジョンのほうに掲げました数値目標２４項目ございます。進捗状況につきましては、上昇傾向にあるものが１６件で６７％、下降傾向のものが２件で８％、横ばいが２件で８％でございます。傾向判定不能というのは、現時点で数値が取れてないものが４件ありまして、１７％というふうになってございます。上昇傾向にある項目につきましては、最終年度、令和１１年度の計画目標を前倒しに活動しているものもございますので、一部目標の上方修正を考えているところでございます。

３ページ目を御覧いただきますと、上方修正する項目の一覧を掲げさせていただいております。資料３につきましては、数値目標全体の目標を整理したものとなっておりますので、御覧いただければと思います。

なお、資料４につきましては、国の交付金を活用した事業を抽出いたしまして、一覧でまとめております。

続きまして、令和７年度の取組の評価と今後の方向性について御説明したいと思います。

全体的にいいますと、着実な進展というのが見られているというふうに考えておりますが、一部においては、まだまだ発展途上というものもございますので、今後も継続的な取組、改善策を講じる必要があるかというふうに思っております。

また、物価高騰であったり、ＡＩをはじめとする技術革新の進展、気候変動に伴う酷暑など、市民生活や経済生活を取り巻く課題というのも複雑化しておりますし、さらに、国の定めております地域未来戦略をはじめとした新たな動きがいろいろ今出ておりますので、

そういった動きも的確に捉えまして、今後、事業進展を図っていくということが重要になってくるというふうに考えてございます。

こういった様々な変化がある中で、引き続き高い成果を上げていくためには、従来の取組を維持するためだけではなく、今回の評価であったりですとか、それぞれ９月議会、７月議会もございました、いろいろな議論を踏まえまして、取組のブラッシュアップを進めていきまして、社会のニーズに即した機動的な見直し強化を行っていきたいというふうに考えてございます。そうすることによって、本市の住んで楽しいまち米子というものの実現を図っていくというふうに考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、おはぐりいただきまして、４ページ目でございます。第２次まちづくりビジョン、今後の改定方針について御説明をしたいと思います。当初ですけども、令和７年１２月に国が総合戦略に改定をするということで、ビジョンの改定を予定しておりましたが、国において、地方創生の枠組みを抜本的に見直す地域未来戦略であったり、今後、１２月頃になりますが、人口戦略というものの発表が、方針が示されたところでございます。こういったものを踏まえまして、実効性の高い計画へと改定していくために、現在は準備を進めておりまして、国の正式な発表等を踏まえて改定作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

下の表にございますように、現時点で想定されるビジョンの見直しといたしまして、４点ほど項目を掲げております。１点目としましては、人口のところでも触れましたが、人口減少、これには正面から受け止めた上で施策を展開する。あとは、地域未来戦略にも出ております、力強い経済、こういったものの対応であったり、豊かな生活環境ということで、若者や女性に選ばれる地域づくり、あと、選ばれる地方ということで、関係人口や２地域居住の活用といったようなところをさらに見直していくというようなことが必要ではないかというふうに考えております。４番目といたしましては、先般行いました米子市の地方創生有識者会議からの御意見をまとめておりますので、御一読いただければと思います。簡単ではございますが、説明以上でございます。

○森田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

徳田委員。

○徳田委員　私のほうからは、２点ほど質問させていただきたいと思います。第２次米子市まちづくりビジョンということで、初年度の評価ということでおおむね好調な関係で数値関係はいってるんじゃないかなと思いますが、本資料の４ページ目でございますが、やはり、若者や女性に選ばれる地域づくりに向けたアプローチというところなんですが、具体的に追記方針ということでまだこれからだと思うんですが、若者・女性の働きがいと働きやすさを両立する各種取組の拡充ということで、具体の内容については検討段階だと思うんですが、お聞かせいただける内容があれば教えていただきたいと思います。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　計画に書けるという内容ではございませんが、若者、女性というようなところで、昨年度今年度でお願いいたしました、ローカル１０，０００を活用いたしました施設の造成というものをやっておりまして、そこで若者と地域企業のつながりづくりであったりですとか、創業に向けた支援であったりですとか、そういったものを今取組を

始めさせていただいているところでございます。県外からの若手起業者がそういったところで講演をしていただいて、さらに地域、地元の若者のつながりを深めていくというようなことも計画されておるというふうには伺っておりますので、そうした県外の、例えば若手の事業者さんですとか、そういったような方とつながりができるような場をつくるというようなことは考えられるかなというふうに思っております。以上でございます。

○森田委員長　徳田委員。

○徳田委員　この改定方針と併せまして、やはり選ばれる市という視点で考えるならば、やはりもっともっとシティープロモーションにも力を入れて、両論といいますか、並列でやっぱり進めていきませんと、これから、この計画の冒頭にも書いてございますが、人口減少というのはもう間違いなく突きつけられた現実でございますので、その中でやっぱり選ばれる都市としての展開というのをこれからも進めてやっていただければというふうに思います。以上です。

○森田委員長　ほかに。

松田委員。

○松田委員　私のほうからは、３点ぐらいかな。計画の進行管理ということで、もともとのビジョンの中身見させていただきますと、計画の推進体制ということで、本計画について、市民の方々に周知に努めますということなんですけど、この辺り、走ってみて、どれぐらい周知できてるかとか、どのような工夫をされたかとかあれば、教えていただきたいと思います。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　まちづくりビジョンの周知についてでございますが、まず、そもそもこのビジョンというのが非常に厚くございますので､例えば概要版を作ったりですとか、そういったものを作って分かりやすく説明できる資料を作ったと。それだけではいけませんので、例えば今、総合政策課が取り組んでおります、ふるさと教育などにおいては、中学校のほうから米子市のことを教えてほしいという要望もございますので、そういった中で、このまちづくりビジョンを教材といたしまして、米子市の取組であったり、方向性であったりというものを説明するというようなこともさせていただいておりますし、あと、これは例えば経済界のほうでございますけども、商工会議所さんのほうから、青年部さんですけども、説明をしてほしいということがございましたので、説明をしたりですとか、というような形で、様々な場面や機会を通じて、まちづくりビジョンの普及というものをさせていただいているというようなところでございます。以上です。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　ぜひ市民の方に周知が重要だと思います。

あともう一つ、市の職員の方がこの計画に対して、新人の方から幹部まで理解をして、この計画の推移というか、振り返っていくということでＰＤＣＡを回していくということが重要だと思うんですけど、その辺りは具体的にどのように伝えるというか、全職員が周知できるような工夫をされているのか教えていただきたいです。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　まちづくりビジョンの庁内の周知ということでございますけども、こちらについては、職員の研修等々で折を見て活用するというようなことはしております

が、何といいましょうか、具体でこれっていうのは特になく、時を見てという感じがお答えになってしまうんですけども、もう少し、先ほど言われたような全庁的な、例えば研修であったりですとかそういったところで使うなどして周知を図っていきたいというふうに考えております。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　僕はここが重要だと思うんですけど、せめて、担当の課とかのところの追いかけている数字、まちづくりビジョンの数字というのは、定期的に振り返って、ああこういう状況なんだなっていうのを、今回１年走って分かるわけですから、これはしっかり今こういう状況だよっていうのを全職員で理解する、周知するということが必要だと思います。これはしっかりやっていただきたいなと思います。

もう一つ、国の地域未来戦略ですか、地場産業成長プランというのの、市町村または都道府県がプランを策定するようなことが仕組みづくりの中で書いてありますけど、この辺りは市町村ということなので、地場産業成長プラン、米子市としては今後策定していくような方向があるのかどうなのか、伺いたいと思います。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　この地域未来戦略の地域産業プランにつきましては、市町村というところもできるということもありまして、現在、庁内でいろいろ関係部署集めて協議を行いまして、できますれば来年度、例えば予算編成をする中で、こういった計画にのせれるものは当然のせていきたいというふうに考えております。今、つくる意向を検討中というようなところがお答えになろうかと思います。以上です。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　こちらのほうも大変な作業というか、仕事なのかもしれませんけども、この辺り、国の動きというか、敏感に察知していただいてプラン策定、ぜひチャレンジしていただければなと思います。以上です。

○森田委員長　ほかにございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員　私からも二、三点ほど伺います。まず、現時点において想定されるビジョン見直しのポイントのところで、若者や女性にも選ばれる地域づくりに向けたアプローチについて伺いたいと思います。これについては、何度か一般質問でも取り上げさせていただいておりますが、そもそもこの概念というかというものが地方創生に入ってきたきっかけというのは、豊岡市におきまして人口流出、若い人の人口流出はともかくも、戻ってきている男女比が、女性が圧倒的に少ないといった課題認識から豊岡市がジェンダー平等などに取り組まれて、女性に戻ってきてもらえるようなというところから取り組まれたことを参考に、国が取り入れたものであるというふうに伺っております。その豊岡市では、若者回復率といったものを指標にしておられますが、担当課にも、これ何回か算定していただいたことあるんですが、米子市における若者回復率についての現時点での捉え方について伺っておきたいです。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　若者回復率につきましては、議会のほうでも御質問いただいて、総合政策部で答弁させていただいたかと思います。実際、米子を調べてみますと、若い女性

といいますか、年齢にもよりますけど、一定層帰ってきているという現状がございます。ですので、年代によっては、米子に住みたい、戻ってきたいという方々がおられるということは事実でございますので、そういったものが、何が要因なのかというとこをしっかり検討いたしまして、今後の取組に生かしていくということを考えていきたいと思います。以上です。

○森田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　おっしゃるとおりで、出ていってる出ていってる、というところに焦点を当ててしまうと、米子市のよさというか、秀でてるところというのが分かりにくくなりますので、そういった数字を継続的に見ていただきまして、なぜ戻りやすい地域になっているのかっていうようなことを捉えたこの計画づくりというものをお願いしたいと思います。いわゆる男女の役割固定の強い九州などから米子に来られた方が、米子に来たことで息ができるようになったというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますので､その辺り、非常に米子市の強みであるというふうに考えております。

　この働きがいと働きやすさということなんですが、以前に質問しましたけど、実際に厚生労働省が、えるぼし認定といって、男女の雇用の格差解消のための認定制度を設けております。実際若い女性が米子で職場を探すときに、厚生労働省が参考にできるような比較サイトを設けておられるんですが、そこを見ますと、どうしても米子市はえるぼし認定を受けておられる企業が少なくて、鳥取市などに比べると非常に見劣りする状況になっています。えるぼし認定を受ける企業を増やしていただきたいということを要望して取り組んでいただくということで伺っていますが､その辺りは､現状どうなっていますでしょうか。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　えるぼし認定、当然、若い女性の方々が受けやすい企業だということで、まず、所管としましては男女共同参画になるのかなとは思いますが、引き続き、そういった働きやすさ、失礼いたしました、えるぼし認定の企業さんへの説明ですとか、そういったものは取り組んでいるようには伺っておりますので、ちょっとごめんなさい、今正確に担当課でないのでお答えできませんが、引き続きしっかり進めていきたいというふうに思いますので、原課のほうにも、今日あった意見についてはしっかりと述べて、ビジョンのほうの改定にもつなげれるようなことをちょっと考えてまいりたいというふうに思います。以上です。

○吉岡委員　お願いします。

○森田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　あと、３ページの上方修正する項目の中に、エリアごとの滞在人数というのがあるんですが、多分これまでの御説明の中で、ＤＳ．ＩＮＳＩＧＨＴの活用というようなことが聞こえてきましたけど、この滞在人数のカウントと、このＤＳ．ＩＮＳＩＧＨＴの活用というのはどういう関係にありますでしょうか。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　うちのほうで導入しておりますＤＳ．ＩＮＳＩＧＨＴ、こちらのほうでエリアを絞って、例えば直径、半径が１００メートルとか２００メートルとか、というようなエリアを絞って、そこにいる滞在人数というのを調べることができますので、これを用いまして、今回のビジョンにつきましては数値目標を設定させていただいたという

ようなところでございます。ですので、数値目標につきましては、同じエリアで測って、例えば令和５年度と令和７年度を比較したものを今ここに数字として掲載させていただいているというような状況でございます。以上です。

○森田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　じゃあ、数え方は変わらないということですか。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　数え方は変わっておりません。

○森田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　分かりました。あと、もう１点は要望なんですが、最後の５ページのところで、有識者会議の委員の方からの御意見で、小中学校でのふるさと教育に加え、高校生に対しても将来のＵターンにつながる魅力伝達の機会を積極的に設けてほしいというような御要望などもあったり、ふるさと教育ということの目的として、将来の担い手づくりみたいなことがよく言われるんですが、できれば、シビックプライドを醸成する、そういった意味はよく分かるんですけど、地域をしっかりと知るということと、帰ってきてもらうとか、とどまらせるというようなことがあまりリンクしないような方向性というものをしっかり見据えていただきたいなと思います。やはり若い方は外に出て、いろいろ活躍していただくという道も十分あると思いますので、そこがあまりにも強調されるようなことのないよう、最後にお願いをしておきます。以上です。

○森田委員長　ほかにございますか。

大下委員。

○大下委員　２点、質問いたします。まず１点目、先ほどからの、若者、女性への情報発信についてお伺いします。有識者会議からは女性活躍における男女間の意識のずれや、地元に残ることがキャリア形成の足かせになると捉えてしまう若者の不安が指摘されています。こうした若者が具体的にどのような点に対して不安を感じているのか、現状を把握するための意識調査やアンケートなどを予定されているのか、お伺いします。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　若者に限定したアンケートというのは、現時点では特に考えてはございませんが、そういった不安があるというようなことであれば、何かしらの手法で確認といいましょうか、そういった現状を確認する必要はあろうかと思いますので、アンケートをするのか、何かしらヒアリングをするのか、いろんな手法を考えてみたいというふうに思います。

○森田委員長　大下委員。

○大下委員　若者が地元に残ることや、女性が地域で活躍することは、どのような不安や意識のずれを感じているのか等を把握することは今後の施策を考える上で重要だと考えますので、特に若者の声を十分に把握しないまま施策を進めるのではなくて、やっぱり意識調査でアンケートを通じて、若者が何を求めているのかとかそういったニーズを丁寧に把握していただきますように要望いたします。

あと、次に、ビジョン評価の３の教育、子育て、まちづくりの目標数値において、児童生徒が積極的に地域の行事等に参加する割合は小中学校ともに向上している一方で、地域や社会をよりよくしようと考える児童生徒の割合については、中学生が令和５年の８０％

から６９．３％へ減少しています。この行事への参加という行動が増えているにもかかわらず、中学生においては、社会参加に対する意識が低下している要因について、市がどのように分析されているのか、お伺いします。

○森田委員長　松本総合政策課長。

○松本総合政策課長　すみません、この数値につきましては、８月頃にアンケートを行われまして回収した数字でございますので、まだ、なぜこういう数字が出たかというところについては、教育委員会のほうでも現時点においては把握されてないといいましょうか、分析といいましょうか、正確なお答えができる状況ではないというところでございます。ただ、確かに下がっておりますし、いろいろふるさと教育ですとかそういったものをやる中で、こういう結果が出ているというのは何かしらの要因があろうかと思いますので、その辺り、教育委員会さんのほうとしっかりと話をしてみたいというふうに思います。以上です。

○森田委員長　大下委員。

○大下委員　先ほどからの若い人たちがどんどん出ていく中で、やっぱり毎年出ていく状況を考えますと、ふるさと教育っていうのをさらに推進する必要があるのではないかと思ってます。私自身、そのためにやっぱり地域の魅力もそうなんですけど、地域及び住民同士のつながりの構築が最も重要ではないかと考えます。

また、ふるさと教育の推進については、評価がＡで、高校等と連携強化、高校生フォーラムの開催、合同成果発表会の実施などに取り組んでいただきましたけど、今後はそれに加えて、子どもたちが地域住民と深く関わりながら郷土愛を育めるよう、年代を超えた住民同士の交流の促進にも力を入れていただきますよう要望します。以上です。

○森田委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市立地適正化計画の変更について、当局からの説明を求めます。

赤井都市創造課長。

○赤井都市創造課長　そういたしますと、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定に伴いまして、米子市立地適正化計画の変更を作成いたしましたので、御報告いたします。

まず、１番、経過と理由でございます。こちらにつきましては、先ほども言ったように、土砂災害防止法に基づきまして、鳥取県が令和８年２月１０日に、新たに土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですね、こちらのほうを指定したことにより、指定された区域を居住用区域から除外、あわせまして、防災指針に鳥取県が実施いたします土砂災害対策の取組などを追加するため、立地適正化計画を変更するものでございます。

次に、変更の概要でございます。１つ目といたしまして、居住用区域の変更につきましては、東山町、大谷町が新たに土砂災害特別警戒区域に指定されたことから、こちらのほうを居住用区域から除外いたしました。反対に、青木では対策工事が完了いたしましたので、こちらのほうを土砂災害特別警戒区域が解除されたことから居住用区域に追加しております。詳細な場所につきましては、資料３のほうでお示ししておりますので、こちらのほうを御確認いただければというふうに思っております。

続きまして、２つ目、防災指針の変更でございます。こちらにつきましては、土砂災害の対策を行うエリアに、東山町地区、祇園町地区、こちらのほうを追加しております。具体的な対策事業といたしまして、鳥取県さんのほうが事業実施いたします急傾斜地崩壊対策事業を追加しております。なお、この東山町、米子アリーナ隣接地におきましては、今年度から設計のほうが着手され、また、祇園町においては、今までも対策工事が行われており、今年度以降も引き続き行われるということを鳥取県さんのほうから伺っているところでございます。

その他といたしまして、令和８年８月２６日に都市計画審議会でこの変更案について意見聴取をいたしました。審議会では、変更案の修正が必要となるような御意見等はございませんでした。今後につきましては、関係する団体などにも周知、説明等を行いまして、１０月中に公表する予定としております。

その他資料といたしまして、計画の本編、変更箇所一覧表を添付しておりますので、御覧いただければと思っております。

説明は以上となります。

○森田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、以上で総合政策部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時３９分　休憩

午前１０時４１分　再開

○森田委員長　総務政策委員会を再開いたします。

議案第１０２号､財産の交換及び土地売買予約契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立総務部次長。

○足立総務部次長兼総務管財課長　そういたしますと、議案第１０２号、財産の交換及び土地売買予約契約の締結について御説明させていただきます。今、通知を送らせていただきますので、そちらクリックしていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

議案の内容に先立ちまして、まず、ここに至るまでの経緯につきまして、改めて御説明させていただきたいというふうに存じます。市役所の本庁舎につきましては、昭和５４年市議会１２月定例会におきまして、米子市役所の位置を現在の加茂町一丁目１番地とすることについて議決されまして、昭和５７年に竣工しております。市役所本庁舎及び駐車場の敷地の総面積は１万７,３９６.３５平方メートルでございまして、１万４,７８１.１７平方メートルが借地になっております。この借地部分の９９％がこのたびの相手方の所有の土地でありまして、その賃貸借契約期間は６０年、残り約１４年というふうになっております。そして、この本庁舎は老朽化が進んできておりますけれども、新耐震基準に適合しました堅牢な建物でありますことから、庁舎を別の土地に移転、新築するよりも、現在の敷地を取得して長寿命化改修を行うことのほうが経済合理性の観点からも有利でありまして、令和元年以降、本格的に本庁舎の敷地の取得に向けた交渉を鋭意行ってきたところでございます。

この交渉を進める中で、相手方から、本庁舎等の敷地につきましては現行の賃貸借契約満了時に本市に売却することを基本といたしまして、本庁舎等の敷地と山陰歴史館部分を除く旧庁舎敷地の一部、そして、万能町駐車場の２か所を等価交換したいということの意向が示されたところでございます。この先方の意向の大枠に沿いまして、代理人を立てて詳細な検討、交渉を進めてまいりましたが、このたび合意に至りまして、当該議案をお諮りするものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、少し丁寧に説明させていただきたいと存じます。説明用資料を御用意させていただいておりますので、そちらにより御説明させていただきます。今、通知を送りましたのを開いてやっていただけますでしょうか。そして、ただいま通知させていただいたもの以外にも、追加の参考資料といたしまして、土地等の交換契約書と土地売買予約の契約書の逐条解説のようなものを提示させていただいておりますけれども、本日は今送らせていただきました要点を抽出した資料をもちまして御説明させていただきたいというふうに考えております。

それでは、ただいま送信しました資料の１ページ目、今回の土地取得の仕組みと表題をつけた、こちらの図解をしてあるものを見ていただけますでしょうか。こちらでまず、交換及び売買の段階的な流れについて説明させていただきたいというふうに思います。表の左半分につきましてが、本庁舎等の敷地、これは本庁舎及び駐車場敷地のことでございます。その右に万能町駐車場、こちらは議案書の中の万能町と道笑町２丁目に該当いたします。そして、一番右に、旧庁舎新館がある中町を示しております。こちらにつきましては、山陰歴史館を除く旧庁舎新館の敷地の一部というふうになります。そして、この図の中の青の部分が地権者の所有、黄色い部分が米子市の所有を表しております。そして、上から下にかけて、土地の経過を表しているところでございます。

まず、一番上の段が現在の状態を示しています。本庁舎等の敷地につきましては、有限会社益尾地所様ほか５名での共有でありまして、益尾地所様の持分が１８分の７でございます。等価交換はこの益尾地所様の持分の１８分の７のうち、交換する価格相応の持分を市が取得することになります。

このたびの取引におきましては､令和７年９月時点の評価額を基礎価格といたしまして、本庁舎の敷地につきましては８億５，５００万円でございます。そして、万能町駐車場の基礎価格は２億１，８００万円、設備も含めますと２億１，９３７万９，６４５円、そして、中町につきましては、９，８００万２，５９７円でございます。これらの土地価格は、それぞれ不動産鑑定評価を取得しておりまして、財産評価審議会に諮問し、適正であるというふうに答申を受けた価格になります。そして、万能町駐車場につきましては、駐車場運営による収益性を柱として考慮しつつ、その他様々な要素を踏まえた土地価格として評価されております。収益性につきましては、過去１０年の収支データのうち、コロナ禍の令和２年、３年の数値を除いた平均値に基づいて、令和６年度まで考慮されているものになります。

それでは、今後どのような動きをしていくかということになりますけれども、まず、次２段目になりますが、令和９年４月に万能町駐車場と本庁舎等の敷地を等価交換いたします。等価交換とは、その価格と等しい価格分の土地を交換するというものでございます。また、本庁舎等の敷地のうち、どこかの部分を米子市が所有するというわけではございま

せんで、土地全体の共有持分を有するという形になります。そこで取得する持分につきましては、１億７，１００万分の４，３８７万５，９２９というふうになります。こちらにつきましては、本庁舎敷地の評価額の８億５，５００万円を分母といたしまして、万能町駐車場の評価額２億１，８００万円に設備の１３７万９，６４５円を加えた２億１，９３７万９，６４５円を分子としまして、それぞれ５で割って約分したものでございます。この等価交換によりまして、米子市の持分が約２６％になりまして、あくまでも参考ではございますけれども、約１，６００万円の賃料が減額というふうになります。ちなみに申し上げますと、万能町駐車場の過去の１０年分の収支差額の平均は、コロナ禍の２年間を除きますと１，７００万円でありまして、かつ、新たに固定資産税、こちらが１１０万円ほど収入になることを考慮いたしますと、ほぼ同額であるとの認識でございます。また、駐車場収入は不安定要素が排除できませんで、等価交換により確実に賃借料が減ることは、米子市にとっても安定的な経済効果があるというふうに考えているところでございます。

そうしますと、その次の段階といたしましては３段目になります。こちらは、山陰歴史館改修工事終了後に中町と本庁舎等敷地を等価交換いたします。この交換につきましては、相続税評価方式の変動率を用いて時点修正を行うこととしております。中町に建っております旧庁舎新館、こちらにつきましては、本年度から来年度にかけて解体する予定でございまして、交換を山陰歴史館改修工事終了後というふうにしておりますのは、この土地を歴史館改修工事のバックヤードとするためでございます。こちらもあくまでも参考ではございますけれども、仮に時点修正がないものとして試算した場合、中町を交換した後は、米子市の持分は約３７％となりまして、賃借料は約２，３００万円の減額というふうになります。

そして、その次が一番下の４段目になりますけれども、こちら最終段階といたしまして、契約期間終了の令和２２年度に残りの部分の買取りを行うこととなります。買取り時には中町の交換時と同じように、時点修正を行った価格での売買というふうになります。

そうしますと、２ページ目を御覧いただけますでしょうか。先ほど説明させていただきましたものになりますけれども、交換契約の概要を文字で示していることになりますので、こちらでは、ちょっと１件のみ御説明させてやっていただきたいというふうに思います。土地交換の仮契約を益尾地所様と締結しておりますけれども、当該契約の契約につきましては、議会の同意を得たときに契約の効力が生じることというふうになっているところでございます。

次に、３ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちら売買予約契約になりますけれども、こちらにつきましては、地権者全員と締結するものでございまして、議決をいただいた後に売買予約契約を締結するということにしております。売買予約契約につきましては、将来の売買を約束するものであるために、直ちに債権債務が生じるものではございませんで、予約完結権を行使することによりまして本契約となるものでございます。予約完結権につきましては、最初の丸のところに記載しておりますけれども、この予約完結権は米子市のみが有するものでございまして、土地の等価交換が完了した後に意思表示を行いまして、相手方の意思にかかわらず売買契約を成立させることができるものでございます。また、三つ目の丸に、仮登記について記載しておりますけれども、今の売買予約契約とセットで仮登記を行うことによりまして、土地の取得順位を保全することで、所有権移転を

確実なものにするという仕組みとしているところでございます。

そういたしますと、最後になりますけれども、このたびの土地交換取得の目的効果について、いま一度申し上げさせていただきたいと思います。本庁舎は来年度、令和９年度で築４５年を迎えまして老朽化が進んできておりますけれども、新耐震基準の堅牢な建物でございますので、現在の本庁舎敷地を取得して長寿命化改修を行って使用していくこと、これが移転建て替えと比べ、明らかに経済合理性が高いことから、本庁舎の取得に向けた交渉を鋭意行ってきたところでございます。本庁舎等の敷地の将来的な完全取得が確約されることによりまして、この地で長寿命化改修に取りかかることが可能となります。また、図書館、美術館などの駐車場を別途用意する必要もございませんで、賃貸借料も減額となるために、その経済効果の差は極めて大きいというふうに考えているところでございます。以上のことから、このたびの内容での合意に至りまして、財産の交換及び土地の売買予約契約の締結について議案をお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。

○森田委員長　当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

徳田委員。

○徳田委員　丁寧な御説明ありがとうございました。私のほうから２点ほど確認なり、お願いしたいと思います。この等価交換から始まりまして、土地売買予約で目指すところはやはり本庁舎の長寿命化対処、それがゴールでございますので、そこに向けて一刻も早く進めるべきだなと私は考えております。

その中で、やはりそういった将来構想の中で、土地売買予約契約というのが非常にいろんな意味で重要な鍵になってこようかと思うんですが、益尾地所さんほか個人の５人共有ということで一体的な売買ということでございますが、まず１点目にお聞きしたいのが、土地売買予約契約の中身、逐条解説もございましたけども、これについては、個人の５名の方については現時点で最終合意といいますか、同意は得られているものなんでしょうか。

○森田委員長　足立総務部次長。

○足立総務部次長兼総務管財課長　ほかの地権者の方、共有者の方につきましては、書面での確約ということまではしておりませんけれども、売り払っていただくことに関しまして合意に至っている状況でございます。以上でございます。

○森田委員長　徳田委員。

○徳田委員　そうしますと、先ほどこの契約の、土地売買予約契約の一番の肝は予約完結権ということであろうというふうに理解しておりますので、これについても一応逐条の中で説明がございましたので、それも納得という理解でよろしいですね。

○森田委員長　足立総務部次長。

○足立総務部次長兼総務管財課長　はい、理解していただいているものということで進んでいる状況でございます。以上でございます。

○森田委員長　徳田委員。

○徳田委員　そうしますと、この議決後に、先般、土地等交換契約の正本といいますか、それを頂戴しましたので、土地売買予約契約のこの契約書の正本についても、できましたら公開とか公表していただけるものなんでしょうか。

○森田委員長　足立総務部次長。

○足立総務部次長兼総務管財課長　今のは、土地売買予約契約の現物といいますか、今逐条解説出させていただきましたが、このたび逐条解説にいたしましたのは、交換契約につきましては仮契約が済んでおりますので、原文のものを提供させていただいたところでございますが、売買予約契約につきましては、まだ契約まで、仮契約もしておりませんので、ただ、隠すものでもございませんので、その条文を示させていただきまして、逐条解説という形で出させてやっていただいたものでございます。

今後の動きとしまして、議決を得ましたら売買予約契約の締結をいたしますので、そちらにつきましては、個人の所有者さんもいらっしゃいますので、先方にも確認させていただいた上で、こちら個人になりますので、恐らく住所とか氏名とか、あるいは印影とかは黒塗りになるとは思いますけれども、ちょっと接触した上で確認を取って、出させていただく方向で考えたいというふうに思います。以上でございます。

○森田委員長　徳田委員。

○徳田委員　やはり肝になる部分でございますので、ぜひとも公表のほうお願いいたします。以上です。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　一般質問でもこの問題についてはさせていただきましたので、しっかり議論をしたいなと思います。

まず、不動産鑑定評価から確認していきたいと思います。先日、加茂町の評価書を頂きました。８億５，５００万円ですかね、ということで評価、最終的になったと。で、中身を見させていただくと、借地権割合について、５％と査定がしてあります。よくよく見てみると、昭和４８年に借地権の譲渡をしたときは４０％で計算してあった。４０％と５％、かなり差があると思うんです。ちょっと考え方が違ってたら御指摘いただきたいんですけど、もし借地権割合が４０％であれば、控除後の価格、土地の８億５，５００万円というのが５億４，０００万円ということになって、市にとっては有利な数字になると思うんです。５％と４０％というのがかなり、私は見て、差が大きいなというところなんですけど、この辺りについて大きな差が生じている、なぜこの５％に至ったのかというのがなかなか理解できないんですが、教えていただきたいと思います。

○森田委員長　富田総務管財課長補佐。

○富田総務管財課長補佐兼財産管理担当課長補佐　借地権価格の件でございますけれども、今回５％となりましたのは、借地権価格といいますのは、借地契約の内容ですとか、あとは契約条件や利用状況など様々な価格形成要因を不動産鑑定士が総合的に勘案して算定したものでございます。ですので、以前の４０％というもので、必ずそういった４０％になるというようなものではございませんで、今の状態を鑑定した結果ということで認識しております。以上です。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　この５という数字の算出については、どういうような何か計算だとか、考え方とか、なぜ１０じゃなくて５なんだ、２０じゃなくて５なんだって、その辺りはもう少し分かるような、こう、説明って難しいですか。

○森田委員長　富田総務管財課長補佐。

○富田総務管財課長補佐兼財産管理担当課長補佐　先ほどの、なぜ１０％ではないかというお問合せですけれども、そこにつきましては、鑑定士の判断でございますので、鑑定した結果というところでございます。以上です。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　そういうような回答だと思いますが、こちらについても、昭和４８年に４０％で取引があったということを踏まえると、なぜ５％なのかなというところは少し、というかかなり、疑問が残ります。もしこれが高い数字であれば、その分、米子市にとっては取り分が多い、取り分という言い方がふさわしいか分かりませんけれども、その辺りが大きく変わってくるので、この辺り大きな疑問が残るかなと思います。

もう一つ、逐条解説ですね、売買予約のほうの、土地売買予約契約書について中身を見させていただきますと、第２条の予約完結権のところでは、もしこの予約完結権を行使、期限内に行使しない場合は、予約完結権は消滅すると、本契約は失効するということが記載してありました。あと、第１３条のところなんですけど、本契約失効時の義務というところで、予約完結権を行使しなかった場合は、共有物分割による所有権移転登記を行うが、甲らが北西側、これが地権者の方でしょうね、国道９号線側、乙、これが米子市だと思いますが、南、南東側、駐車場側を取得することとし、費用については乙が負担する。また、原則として、新たな賃貸契約を締結するが、令和２３年１月３１日までに乙が原状回復、明渡しを完了した場合は賃貸契約を締結しないということで、これから大規模改修に向かっていく、で、お互いに合意ができている。その中でこの第１３条というのをここまで詳細にというか、もし予約完結権を行使しなかった場合は、もう土地の持分が決まってしまうよっていうところを、ここまで決める必要はあるんだろうかなという疑問が残るんですが、その辺り説明いただけますか。

○森田委員長　足立総務部次長。

○足立総務部次長兼総務管財課長　予約完結権を行使する、しない可能性があるのかと、それがひょっとしてあるからそこまで細かく決めてるんじゃないかという御質問だったと思いますが、まず、予約完結権を行使しない可能性があるかということにつきましては、土地の交換によりまして、まず本庁舎敷地の一部を持分としまして、という状況で予約完結権を行使しないということは､米子市として現状におきましてまず想定しておりません。また、この予約契約につきましては、本庁舎の長寿命化改修に取りかかるために締結するものでございますので、したがいまして、長寿命化改修をした後に予約完結権を行使しないということにつきましては、本庁舎敷地を取得しないという判断は、経済合理性の観点からもあり得ないものだというふうに思っております。

ただ、条文の中に示しておりますのは、あくまでも交渉の過程で、こういった条文はもしその場合には入れないといけないじゃないかということでまとまって入れたものでございまして、米子市側がこの予約完結権を行使しないということは考えておりません。以上でございます。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　第１３条について、行使しないことは今は考えてないと思いますが、ただ、契約の中にはこういうような内容が載ってるわけで、何でこんなものが必要なのかなっていうところがやっぱり残るんです。

こちらについて改めてですけど、もし予約完結権を行使しない場合は、残ったところ、駐車場のほうは米子市になって、庁舎側のところについては引き続き賃貸借契約を結んで借地を続けるというシナリオと、もう一つは、もし予約完結権を行使しない場合はこの建物を壊してお返ししないといけない、大体２つの出口、もし予約完結権を行使しない場合はそういう考え方で、逐条の見方としてはいいんでしょうか。

○森田委員長　長谷川総務部長。

○長谷川総務部長　契約内容についてのお尋ねでございますが、そもそも契約といいますのは、様々な可能性を考慮して理論的に可能性があれば穴がないように、そういった万一のときの危険負担を条文に盛り込む、これは通常の契約の在り方だと思います。ですから、恐らく使わないだろう、私、先ほど申し上げましたけども、あり得ないと思っているようなことでも一応穴がないように逐一条項を盛り込む、これは通常の契約のつくり方だと思います。そういった理解の下での先ほどの答弁があります。

その上で、もし仮にそういうことがあったとしたらというようなことの想定のお尋ねですけど、それはそのときの、かなりのイレギュラーなあり得ないような状況だと思いますが、その状況の中で最善な策をそのときに検討するというのがお答えなのかなとは思います。以上です。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　私の意見としては、一般質問でも言いましたが、やっぱり穴がないようにするには債権債務を起こして、予約じゃなくて、予約完結権じゃなくて取得契約をしてしまう、それがやっぱり私は必要だと思います。

この契約、逐条解説を見てみて、第１３条、特にここはなぜこのようなものが必要なのかなと引っかかりますんで、私は意見としてはすぐに交渉を続けて、土地契約、本契約まで持っていくというところが､将来にジャッジを延ばさないことに私は必要だと思います。意見をしておきます。

○森田委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　ぜひ御理解いただきたいのですが、理想論から言えば、ここで全体を一括で買わしていただく、これが理想論であります。松田委員の今の御意見はできるだけ理想論に近づくべきだということだと思います。

我々も当然、交渉はその原点に立って進めてきたわけでありますけども、これは御理解いただけると思いますが相手があることであって、相手もそれに御同意いただけるんであればそういう契約が成立するわけでありますけども、相手方のほうは地権者さん、借地でありますので、基本的にはできれば売りたくないということ。あるいは、仮に売るとしてもできるだけ売る時期は後のほうがいい｡これは常識的にお分かりいただけると思います。この両者が向き合って非常に長い時間をかけて交渉を重ねた結果、今お諮りしてる内容があるということを前提として、この議論を御理解いただきたいと思います。

理想論を言えば限りがないわけでありますけども、理想論を言うと契約が成就しないというふうになるわけでありまして、どこで折り合えるかということを本当に真摯に、真剣に話合いを重ねた結果、地権者さん側から見れば、譲るところは譲った結果がこれだということでありますので、その点を改めて申し上げておきます。以上であります。

○森田委員長　ほかに質疑ございますか。

渡辺委員。

○渡辺委員　要望的なもんですけど、本当に交渉も大変苦労されたと思いますし、この時期、多分、庁舎が建ったときには地権者はお一人だったと思うんですよ。それが時がたって、遺産相続等で増えていくと。これを逃すともっと増えていく可能性があって、より交渉が難しくなるんじゃないかと思いますんで、これでまとめていくっていうのが本筋だというふうに思います。

先ほど、一遍にやってしまえっていう意見も出たんですけど、地権者があることで、まだ１４年の借地権が、こっちにしては借地権ってのは強い権利ですけど、向こうからすると１４年間借地料をもらうということもできるんで、これを一足飛びでやってしまえっていうのは、契約を潰す行為としか私は感じられないというのを申し上げます。

ここで申し上げたいのは、旧庁舎、歴史館のほうですね、令和８年から９年に壊されると。ですよね。

○森田委員長　足立総務部次長。

○足立総務部次長兼総務管財課長　歴史館ではなくて、歴史館の横にあります旧庁舎新館のほうでございますね。歴史館についてはまた改修工事が入りますので。以上でございます。

○森田委員長　渡辺委員。

○渡辺委員　そのこと言ったつもりだったんですけど、歴史館だけで区切ったからですね。その後に、次長が言われた歴史館の改修工事、これもこの一、二年で取組の方向性というのをはっきり、セットでお願いしたいということを申し上げて。これは要望ですんで、よろしくお願いします。

○森田委員長　ほかにございますか。

○松田委員　委員長、ちょっと。

○森田委員長　１回目がなかったら。

○松田委員　いいですよ。

○森田委員長　１回目はいいですか。

吉岡委員。

○吉岡委員　すみません、今、渡辺委員のほうから相続のリスクという御意見があったんですけど、もし相続人が増えて地権者が増えた場合っていうのは、本契約はその方お一人お一人と結ぶっていうこと、それとも、相続で地権者の方が替わったらどうなるんですか。

○森田委員長　足立総務部次長。

○足立総務部次長兼総務管財課長　このたびこの議決を経ましたら、予約売買契約を結ばせてやっていただきまして、それと同時に仮登記をすることになります。ですから、今後その土地の所有が動いたとしましても、この仮登記をしておけば米子市が買い取れることが確約されるものになっているという状況でございます。以上でございます。

○吉岡委員　ありがとうございます。

○森田委員長　遠藤総務管財課長補佐。

○遠藤総務管財課長補佐　すみません、補足で説明をさせていただきます。相続があった場合ですけれども、この契約締結によりまして債権債務が双方に生じます。相続人、相手方のほうの債務になりますので、当然、相続がありましたら債務のほうも相続されること

になりますので、引き続き同じような権利を米子市も有するということになります。以上です。

○森田委員長　よろしいですか。

○吉岡委員　はい。

○森田委員長　ほかに１回目の方は。

じゃあ、松田委員。

○松田委員　私の考えがきちんと伝わってたらいいんですけど、私としては土地の交換も分かりました。このやり方、手法については、ああいって経済合理性も理解して。

一遍にというのは、私が今述べているのは予約完結権を使ったやり方ではなくて、賃貸借期間が満了する日をもって所有権の移転をするというところ。だけども、その契約を今してしまうということで所有権を今すぐ変更しろという主張ではございませんので、その辺りが間違って伝わってたらと思いまして。あくまでも所有権の移転は満了時にということです。その交渉がやっぱりまだする必要があるのではないかという主張ですので、言っときます。

○森田委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　その点も理解した上で申し上げたつもりであります。つまり、そういったことも含めて交渉した結果、それは相手方が望まれなかったということで、その折衷案として今回の方式を採用してる、このことをぜひ松田委員には御理解いただきたいと思います。以上であります。

○森田委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

松田委員。

○松田委員　私は、本議案については反対です。内容は、先ほど議論もありましたが、私、借地解消進めるということにはもちろん賛成です。今回の土地交換、そして経済合理性を考えると、やっぱりこの道筋がいいんだというところで理解しました。

ただ、残った土地の取得を売買予約というところで、こちらの点がやはり大きな疑問に残ります。一般質問でも、将来の取得を今の売買契約で確定させることは法的には、仕組み上にはできるということで答弁がありました。ただ、交渉の結果、売買予約選択をしたという答弁もあったのは理解しておりますが、それで逐条解説を見てみると、契約書の第１３条には市が予約完結権を行使せず土地を取得しなかった場合の取扱いが、先ほど言ったような形で結構詳細に記載されてる。なぜこのような条項が必要なんだろうかという疑問が残ります。

今回、市は、収益を得ている駐車場、万能町駐車場を交換に出して、今後の本庁舎の大規模改修にかかっていくということです。地権者の方とも合意してるということで伺っております。ただ、それでも将来の首長が予約完結権を行使しなければ残った土地を取得できない、新たな借地契約を結ぶ可能性が残ってしまう。今の議案ではゼロにはならないので、やはり４０年以上続いた問題、ようやくここまで続いたんで、私は最後の取得判断を将来に渡すのではなく、今できる限りリスクを取り除き、より確実な借地解消につなげる

べきだと思います。

以上の理由から、本議案には賛成できないという主張です。委員の皆様、ぜひ御理解いただければなと思います。以上です。

○森田委員長　ほかに討論ございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１０２号、財産の交換及び土地売買予約契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・加藤委員、大下委員、徳田委員、矢倉委員、吉岡委員、鷲尾委員、渡辺委員〕

○森田委員長　賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前１１時１５分　休憩

午前１１時２３分　再開

○森田委員長　総務政策委員会を再開いたします。

陳情第５号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

この陳情の賛同議員であります伊藤議員及び錦織議員の説明を求めたいと思います。賛同議員は賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、伊藤議員。

伊藤議員。

着座で。

○伊藤議員　失礼いたします。それでは、陳情第５号、地方財政の充実・強化を求める陳情に対する賛同理由を述べさせていただきます。

本陳情は、多様化、複雑化する行政需要に直面する地方自治体が持続可能で高品質な地域公共サービスを将来にわたって提供し続けるために重要な要請であるため賛同いたします。現在、自治体には物価高騰対策や脱炭素化、防災・減災、地域公共交通の維持をはじめ、子ども・子育て支援や社会保障の拡充など多岐にわたる課題への迅速な対応が求められています。物価高や人件費の上昇が自治体経営を直撃し圧迫する中、国に対して地方交付税の法定率引上げや一般財源総額のさらなる充実を求めることは、本市が自立的かつ機動的に地域課題を解決するために不可欠でございます。

また、昨今、国政等で議論される消費税の減税などの動向についても注意深い配慮が必要で、消費税は社会保障財源であると同時に、その一部は地方消費税として本市の貴重な自主財源を構成しています。仮に国において十分な財源措置を行わないまま減税等が進められれば地方財政に大きく影響いたします。国の税制改正や減税措置、さらには自治体業務システムの標準化、ＤＸ推進に伴う負担増に対しましても、地方の財源が損なわれることのないよう国の責任において確実な財政補填と十分な支援措置を講じる必要がございます。

さらに、社会保障や子育て、教育、防災などを現場で支える人材不足と業務過多は、極めて深刻な課題でございます。人事院勧告等に対応する十分な給与改定費の措置や、自治

体委託事業者への労務費等の適切な価格転嫁支援などを求める本陳情の趣旨は、地域全体の雇用、労働環境の改善と安定した公共サービスの維持向上のために極めて重要でございます。

地方創生や安全安心な地域づくりの基盤となるのは確固たる地方財政の確立にほかなりません。市民生活の質を守り、米子市が主体的な施策を展開して未来へつながるまちづくりを進めるため、米子市議会から国に対して地方自治法第９９条に基づく意見書を提出するべきと考え、本陳情に賛同いたします。以上でございます。

○森田委員長　次に、錦織議員。

○錦織議員　日本共産党米子市議団の錦織陽子です。賛同の意見を、簡単ですが述べます。

政府は骨太方針に基づいて、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢はこの間取ってきておりますが、異常な物価高騰と賃上げに伴う行政コストは年々増大し、地方公共団体の行政運営を困難にしています。自治体では、ＤＸ化の推進で自治体職員の業務の効率化なども進めていますが職員の定数削減も行われています。しかし、少子高齢化への対応や頻発する自然災害等への対応のための職員確保も重要です。また、貧困と格差が広がり、社会保障も増大している下で、また来年４月から実施される予定の消費税食料品の１％実施を前にして、またこの消費税の財源も示されておりません。そうした中で、昨年並み以上の地方財政の充実・強化は必要と思われます。タイミングとしても、１２月に行われる来年度予算の閣議決定の前に、今、米子市議会として意見書を上げることが求められると思いますので、この陳情に賛同いたしました。以上です。よろしくお願いいたします。

○森田委員長　賛同議員の賛同理由の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員　提出者がおられないんで、ちょっと分かりにくいところを教えてほしいんですけど、人事院勧告等に対応する十分な給与改定費等を措置することっていうのは、人事院勧告は国家公務員の給与改定の勧告で、それに準じて市役所も改定するんですけど、国は今、その給与改定費等を自治体にどんな形で措置してるんですか。それとも、してないのを国に対してしろという要望なんですか。

○森田委員長　伊藤議員。

○伊藤議員　十分答えられるかどうか分からないんですけども。財政措置に対しましては、国に対して……すみません。給与改定に備えて十分な給与措置をするということに対しましては、２０２６年地方財政計画では、地方公務員の給与改定について２０２５年人事院勧告に伴う給与改定に要する経費としては６，８００億円が確保されました。さらに、２０２６年の給与改定に備えて、一般行政経費に給与改善費４，０００億円が計上されています。地方公務員の処遇改善を進めるため、引き続き給与改定費と給与改善費の増額を求めていきます。先ほど質問があったのは、今までは十分措置がされている、人事院勧告を基に給与改定に伴って措置をされているので市の持ち出しはないと私は理解しておりますが、今、また人件費が、労務費が高くなっていきますので、十分な措置をしてほしいという陳情でございます。

○森田委員長　渡辺委員。

○渡辺委員　職員課長さん、給与改定費っていうのは国から来てるんですか。米子市の場

合の。
○森田委員長　後ほどの、その他の……。
○渡辺委員　ああ、そうか、職員のは後か。そうだそうだ。いい。
○森田委員長　後ほど、じゃあお願いしたいと思います。
○渡辺委員　俺はいい。松田君。
○森田委員長　松田委員。
○松田委員　すみません、ナンセンスというか、そもそもみたいな話になっちゃうんですけど、この陳情は、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に出す。この陳情の表紙を見ると、地方財政の充実・強化を求める陳情ということで、宛先は米子市議会議長宛てになってて、この意図は。例年出るんでそんなもんだろうなって思ってしまってるんですけど、ただ、間違ってたら、ちょっと根本からおかしくなってしまうんで確認の意味を含めて。
○森田委員長　伊藤議員。
○伊藤議員　おっしゃるとおり、地方自治法第９９条に基づく意見書を提出してほしいという旨でございます。今さらなんですけれども、住民を代表する議決機関である議会が、当該地域の公益に関わる事項について国政や国の行政機関に向けて意思を伝える必要性は、現実に大きいと思っております。地方自治法第９９条は、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる、この地方自治法第９９条に基づいて、国のほうに意見を上げてくださいということです。
　さらにちょっと言わせていただくと、ここに出ております陳情の内容は、市長会また全国知事会などでも要望しているところの部分、ほとんどそうなので、全国の自治体として国のほうに意見を上げて地方財政の充実・強化をお願いをしたいというようなところでございます。以上です。
○森田委員長　松田委員。
○松田委員　そうなんでしょうねと思いますけど、これってまたあれかな、会議の進め方のところでこういう表題が出てるんですけど、共通理解しとけば、趣旨というかは意見書を提出することを求めるというところで問題ないんですかね、事務局さんとか、もし。
○森田委員長　毛利事務局長。
○毛利事務局長　陳情につきまして、書類の表題につきましての部分で、分かりやすさという点では委員おっしゃるようなことが残ったかなというふうには思いますけれども、一応陳情者からの提出文書を審議していただいた上で内容を決めていただきたいというふうに思っているところでございます。
○森田委員長　では、ほかになければ賛同議員に……。
　失礼しました、吉岡委員。
○吉岡委員　もう一回確認をしておきたいと思うんですが、この陳情に関しては、米子市議会が意見書を提出してほしいというような主語が文章の中にはないですが、賛同議員としては、この地方自治法第９９条に基づいているので、主体は米子市議会であるというふうに理解をして賛同されたということでよろしいでしょうか。
○森田委員長　錦織議員。

○錦織議員　私も陳情の賛同議員になるときにきちんとこの陳情者に確認をすべきでしたけれども、やはり、このタイトルというか表題が非常に分かりにくいということだと思いますけれども、中身からも陳情者の意向としても、米子市議会としてこの内容で国に意見書を上げてほしいという内容ですので､今回はこういうタイトルになりましたけれども、次回からは、より分かりやすい、一目見て分かりやすいという表題に変えていただきたいというふうに、私のほうからもちょっと要望しておきたいと思います。すみません、以上です。

○森田委員長　伊藤議員。

○伊藤議員　表題が分かりにくいのであれば補足をして、意見書を出すことになれば、意見書のほうではもうちょっと細かく詳細に書くことはできると思います。以上です。

○渡辺委員　意見書は関係ない。受け付けた陳情ってことは……。

○森田委員長　ほかに。

○渡辺委員　だけど、提出先が書いてあるだけえ、意見書を出してくれっていうのは見れば一目瞭然だが、もう。この議論はやめよう、もう。

○森田委員長　それでは、ほかに賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほかの質疑のところ、先ほど……。

渡辺委員。

○渡辺委員　どうぞ、答弁。

○森田委員長　長谷川総務部長。

○長谷川総務部長　では、先ほどの人件費に係る給与改定費の扱いでございますけれども、これは普通交付税算定の需要額に入っておりまして、途中、給与改定ございましても、何らかの形で普通交付税で反映されるという仕組みでございます。その中で、昨年度、本年度におきまして、先ほど賛同議員からもありましたように、昨年は６，８００億円程度がプラスということで、需要額にプラスされたと。

さらに、今年度におきましては、なかなかないことなんですけれども、今年度恐らく給与改定があるだろうということで、年度当初から４，０００億円が、入っているということです。ただ、これは全国ですけれども、この４，０００億円で足りるかどうか分かりませんので、それを確実に措置をお願いしますと、そういった内容かという具合に理解しています。それも含めまして、全体といたしましては、市も要望しているようなことが多く盛り込まれている内容かという具合に認識しております。以上です。

○森田委員長　よろしいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員　地方交付税っていうのが肝みたいな話なんですけど、どっちにしても。だけど、入ってるということで、これはまた意見のときに言おうと思うんですけど、この要望書の内容については、陳情書のほうは分かりました、了解です。

○森田委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

加藤委員から回っていって、最後、大下委員に行きたいと思います。

加藤委員。

○加藤委員　私は不採択を主張します。

地方財政の安定と必要な財源の確保に努めることは重要でありますが、陳情事項３の自立的な地方財政の確立と税源移譲については､地方財政基盤の強化の必要性は認めますが、税源移譲は国と地方の税財政制度全体に関わる大きな制度設計の問題であり、また、陳情事項８の地方公共交通の支援充実についても、地域交通の重要性は十分認識しておりますが、本陳情が求める普通交付税の個別算定項目への位置づけは地方交付税制度全体に関わる大きな見直しであり、どちらも個別自治体議会が一方向の結論を持って求めるには慎重な判断が必要と考えます。地方財政を巡っては、政府において地方一般財源総額の確保が進められており、地方財政対策も毎年度講じられております。そして、地方財政制度や地方交付税制度の運用は継続されており、政府として既に問題は認識され、地方自治体からの意見などにも耳を傾けながら予算確保に努め、地域の課題解決へ向け取り組まれております。そのような中、米子市議会として本陳情に賛同し、意見書提出までする必要性は高いとは言えないと私は思っております。また、昨日発足した第２次高市改造内閣の下、地方財政を巡る諸課題についても必要な対応が進められることを期待する段階にあり、今後の政府の対応や地方財政措置の動向を見極めていくべきと考えます。

よって、私は本陳情を不採択が適当と申し上げます。以上です。

○森田委員長　不採択で。

次、渡辺委員。

○渡辺委員　結論から言ったら不採択。

先ほど言いましたように、できることっていうのは、国はもう取り組んでいることが多いんで、先ほどの加藤さんの分で、私がそれがのめない部分、そうでないとこもあるんで、意見書まで出す必要はないということで不採択です。

○森田委員長　次に矢倉委員。

矢倉委員。

○矢倉委員　私も、結論から言いますと不採択でございます。

やはり、政府がそれで取り組んでおるわけですから、必要性がないということで、不採択とさせていただきます。

○森田委員長　不採択で。

次に、徳田委員。

徳田委員。

○徳田委員　私も不採択を主張します。採択しない。

理由は、本陳情の趣旨というのは、地方公共団体が住民に十分な行政サービスを提供するため国に何を求めるか、それがやはり一番の肝であるかと思います。その中で、陳情事項を細かく見てまいりますと、その趣旨に沿った格好での内容ではない部分が一部見受けられますので、具体的には申し上げませんが、本陳情には賛同できません。以上です。

○森田委員長　飛んで、吉岡委員。

吉岡委員。

○吉岡委員　私は、結論としては不採択、採択しないです。

理由といたしましては、地方財政にさらなる強化を求める、財源に苦労して運営をされています地方公共団体の皆様におきましては、そういった事情は理解をしているつもりです。ただ、国民の中には、やはり減税を求める声は大きいです。若年層に意見を伺うと、減税とともに、やはり行政がやることも縮小していただきたいという、自分たちの負担を軽減してほしいというような御意見もあります。私自身は減税には反対ですが、そういった声というものも鑑みますと、ただ国に財政の充実を求めるだけということはするべきではないと考えましたので、このたびは不採択とさせてください。

○森田委員長　次に松田委員。

松田委員。

○松田委員　私は、採択でお願いします。

陳情の趣旨にあるように、少子高齢化とか災害の激甚化なんかも、これから地方自治体に求められる役割は大きくなっているということです。財政負担も増大が懸念されるでしょう。特にこの４項ですかね、国と地方の協議と財源補填ということで、消費税減税に関する基本方針ですかね、閣議決定されたということで、こちらについては、平井知事なんかも鳥取県でも年間約５８億円ぐらいですか、減収というような試算もされてるようだったので、この辺りがやはり地方としては心配なのかなと思います。陳情内容がちょっと多岐にわたってるんですけれども、相対的に採択かなという判断に至りましたんで、私は丸で。

○森田委員長　次に、鷲尾委員。

鷲尾委員。

○鷲尾委員　陳情第５号についてですが、不採択の立場から答弁いたします。

地方財政の充実・強化を求める趣旨については理解いたしますが、しかし、本陳情には地方交付税、自治体ＤＸ、公共交通など、国の財政全般に関わる幅広い１０項目が盛り込まれております。各項目において、本市への具体的な財政影響や必要となる財政措置については十分な検証を行った上で判断する必要があると考えます。したがって、地方財政の充実・強化という趣旨については理解するものの、今回示されている１０項目全てを一括して国に対する意見書として提出することについては、十分な検証材料が整っているとは言い難いことから、本陳情については不採択とさせていただきます。以上です。

○森田委員長　次に、大下委員。

大下委員。

○大下委員　採択でお願いいたします。

本陳情は、少子高齢化や防災・減災、自治体ＤＸなど増大する行政需要に対し、地方財政の充実と確実な財源確保を求めるものです。子育て、社会保障経費の拡充や、自立的な財政の確立、さらにはシステム標準化や価格転嫁に対する国の財政支援は、地域公共サービスを維持するために不可欠と考えます。

以上の理由から、住民福祉の向上と持続可能な地域社会の実現に向けた国への意見書を提出する本陳情に対し、採択でお願いいたします。

○森田委員長　討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

陳情第５号、地方財政の充実・強化を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・大下委員、松田委員〕

○森田委員長　賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第５号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○森田委員長　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、本件は終了いたします。

次に、総務部から３件の報告を受けたいと思います。

初めに、米子市次世代進化プラン（第５次米子市行財政改革大綱）実施計画の実施状況について、当局からの説明を求めます。

泉原調査課長。

○泉原調査課長　そういたしますと、第５次米子市行財政改革大綱実施計画の令和７年度の実施状況について御報告をさせていただきます。

まず、資料による御説明に先立ちまして、５次行革大綱につきまして、概略を説明させていただきます。本計画は、６年度末で計画期間が終了しました前計画に引き続きまして、令和７年度から１１年度までの５年間を計画期間として策定をしておりまして、今回、御報告をいたしますのは、その初年度である７年度の状況でございます。大綱の策定の趣旨でございますけれども、今後、より一層顕著になる生産年齢人口の減少によりまして、本市も現状の組織規模を維持していくことは困難というふうに考えております。ただ、そういった状況にありましても行政サービスは継続していかなければなりませんし、一層の向上も図っていく必要がございます。言い換えますと、組織のダウンサイジングと生産性の向上、この２つを両立させていく必要があるというふうに考えております。このようなことを背景といたしまして５次行革大綱を策定いたしておりまして、この後御説明いたしますけれども、大綱に３つの柱を設定いたしまして、その下に１４の推進項目と４８の具体的な実施項目を定めまして各種取組を進めているところでございます。

ここで、資料を送らせていただきます。よろしいでしょうか。資料、米子市次世代進化プラン実施計画実施状況をお送りしております。先ほども申し上げましたけれども、この実施計画は令和７年度から令和１１年度までの５年間を実施期間としておりまして、大綱に掲げております３つの取組の柱でございます業務の効率化に向けた抜本的な見直し（生産性の向上）、職員の能力発揮の最大化、柔軟かつ安定した財政運営、これらに対応いたしました実施項目を４８件掲載しております。

１枚資料をめくっていただいてよろしいでしょうか。資料の各ページには各実施項目の状況をまとめて掲載をしております。表の左上から実施項目名、その内容、所管課、行を変えまして、数値目標、７年度から１１年度までの実施状況等で構成されております。本日は、こちらの資料を基にして別にまとめました資料で御説明をさせていただきます。も

う一度、サイドブックスの通知を送らせていただきます。よろしいでしょうか。１番につきましては、さきに申し上げた内容と重複しますので、説明は割愛させていただきまして、２番の主な実施項目から説明をさせていただきます。

まず、１つ目の柱でございます、業務の効率化に向けた抜本的な見直しの状況でございます。具体的にはＤＸの推進、それからＢＰＲ、これはビジネスプロセスリエンジニアリングの略称でございますけれども、これらに取り組むことで生産性の向上を図るため、２３の実施項目を設定しております。

まず、ＢＰＲの７年度の取組といたしましては、改善作業の基礎となります業務手順書、これにつきまして全庁で未整備分の作成をしまして、作成済みのものにつきましても内容の見直し、更新、こういったことをまず行いました。その上で、一課一カイゼンということに取組をしまして、各部局長が各部局の改善のリーダーとなりまして、部局内各課の業務改善に取り組んだところでございます。このほか、モデル課として３課を設定いたしておりまして、業務改善の取組を調査課のほうで支援をいたしまして、また、共通事務の見直しとしまして例を挙げておりますけれども、備品管理基準の変更であったり旅行命令の簡略化、こういったことの見直しを行いまして、これら当然、全庁的に共通する事務の合理化でございますので、市全体で、相応の効果があったものというふうに考えております。

また、ＢＰＲ、なかなか耳新しいといいますか、概念として新しいものでございますので、これに向けた職員の意識醸成を目的といたしまして、その必要性、考え方、取り組み方、こういったものをまとめましたものを業務改善ジャーナルということで、一般職員向けと管理職向けの２種類作成いたしまして、庁内にございます電子掲示板、これに１０週にわたって掲載をいたしまして周知啓発を行っているところでございます。

次に、その下、窓口、フロントヤードの改善でございます。後で御説明いたしますけれども、開庁時間の試行開始と併せまして、昨年１１月に本庁舎１階に受付番号の発券システム、これを導入いたしました。番号札の発券、それから受付状況のモニター表示、それから音声による呼出し、こういったことはもちろんなんですけれども、御自宅等からスマホで窓口の混雑状況がどうであるかという確認ができるようになりました。また、スマホのほうで来庁予約もできるようになりまして、これで市民の皆様の利便性、これを大きく向上したものというふうに考えております。

次の推進項目であるＤＸのさらなる推進につきましては、まず、生産性向上のため、グーグルワークスペース、これいわゆる生成ＡＩを含むグループウエアでございます、これを７年度中途からトライアル利用を開始いたしまして、今年の７月から本格運用に移行しております。このグループウエアの導入によりまして、職員が生成ＡＩであったりとか調査アシスタント機能等、これを業務に活用できるようになりまして、大きく業務の効率化、合理化につながっているものというふうに考えております。また、生成ＡＩの利用者も指標として設定しておりますけれども、昨年度段階で、職員の約半数が利用している状況というふうになっております。

続きまして、電子申請の利用拡大でございます。これは４次行革から継続的に取組を進めている項目でございます。７年度末時点で５３１手続が電子申請が可能となっておりまして、前年度対比で１０４手続が電子申請の対象に加わっております。また、このほか手数料が必要となる手続につきましてもキャッシュレスの決済機能を導入しまして、より一

層利便性が向上しているものというふうに考えております。

次のページにお進みください。１つ目の柱の最後になります多様な主体との連携でございます。ティーム・ティーチングモデル事業の取組と、下水道の包括民間委託を実績として上げさせていただいております。ティーム・ティーチングモデル事業につきましては、市内スポーツクラブ等の御協力を得まして、郊外の温水プールを活用しまして泳力向上の取組を行っておりまして、本年度から対象校もさらに拡大して取組を継続しております。また、下水道の包括民間委託につきましては、これも同様に４次行革に引き続きの取組でございますけれども、第１期の取組が７年度で終わりまして、今年度からは地元企業を主体とした受託者の下で第２期の委託がスタートしてるところでございます。

次に、柱の２つ目としまして、職員の能力発揮の最大化を上げております。これは、職員の能力向上、働きやすさの向上、組織全体の生産性の向上、こういったことにつなげるための取組でございます。この柱の具体的な取組としましては女性のヘルスケア研修会、組織全体の生産性の向上としましては開庁時間の変更、組織体制の整備としましては、７年４月１日付で実施しました上下水道局の設置、８年４月１日の組織機構などを上げております。

まず、職員の働きやすさの向上として実施いたしました女性のヘルスケアに関する研修会につきましては、受講対象、これは女性職員に限らず男性職員も対象として開催いたしました。また、職員研修、中の研修のみならずで民間企業の方も受講可能としましたところ、３社に受講いただいております。

その次、開庁時間の短縮につきましては資料記載のとおりでございます。７年１１月から年度末までを試行期間としまして窓口受付時間を４５分間短縮する取組を実施いたしまして、この４月から正式にスタートしております。短縮させていただいた４５分間につきましては、例えば、窓口開始、受付開始までの情報共有のための課内ミーティングであったりとか、電子申請の導入作業、こういったものに充てられている状況でございます。

２番目の柱の最後、組織体制の整備につきましては、事業運営の効率化等を目的としまして、７年４月に水道局、それから下水道部、これを完全統合いたしまして上下水道局を設置いたしました。また、今年４月には、諸課題への迅速な対応や組織を適正な規模に整理することなどを目的としまして、農林水産局の廃止、それから人権政策課と男女共同参画推進課の統合等を行っております。

最後、（３）の３つ目の柱でございます。柔軟かつ安定した財政運営としまして、実施計画内に事務事業の見直しによる選択と集中の徹底、公共施設等総合管理計画の推進、市税等の徴収率の維持、財政基盤の強化、こういったものを推進項目として上げております。

まず、公共施設等総合管理計画の推進につきましては、今年５月の本委員会でも御説明差し上げておりますけれども、７年度が前計画の最終年度でありましたことから、昨年度、次期計画の策定作業を行いまして、今年度から新計画はスタートしております。策定に当たりましては旧計画をベースとしまして、更新費用等の記載事項を時点修正しております。計画中における公共施設の削減目標につきましては、令和６年度末時点における公共施設の延べ床面積、これの６％というふうに設定をしておりまして、今後は施設ごとの今後の方針に基づき、延べ床面積の削減を着実に進めてまいります。

次に、遊休財産の売却・活用の徹底でございます。これも、４次行革から継続している

取組でございましたけれども、錦海団地につきましては最後の１区画が昨年度売却に至りまして、全区画の売却が終了いたしました。

一番最後になります、新たな税外収入の確保の取組でございます。従来から余裕資金につきましては債券による運用を行っておりましたけれども、債券利回り等の回復、それから基金の積み増しの状況、こういったものを踏まえまして、運用金額の拡大を行っております。昨年度の実績としましては、２０億円の債券運用に対しまして、運用益利息収入、これが約２，２００万円となっております。

報告は以上でございます。

○森田委員長　当局の説明は終わりました。

切りがよいので、ここで休憩挟ませていただきたいと……。

（発言する者あり）

３つ、やってしまいますか。よろしいですか、そのまま続けて。

（「当局聞いてみたら。」と声あり）

当局の皆様もよろしいでしょうか。ここから３つ、報告事項。

では、そのまま続けさせていただきたいと思います。

それでは、本件について委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

徳田委員。

○徳田委員　実施状況についての主な項目の柱の１です。各課全業務について業務処理手順書を整備という項目上げておられます。やはり、ＢＰＲの、一番のこれが出発点ということでございますが、その業務処理手順書を整備する流れといいますか、どのようになっているのか、ちょっと具体的に教えていただけないでしょうか。

○森田委員長　泉原調査課長。

○泉原調査課長　業務処理手順書の作る流れといいましょうか、そういった御質問だったかと思います。従前から実は大半のものがあったという状況ではあるんですけれども、それをもう一度精査をかけた上で、例えば、やっぱりこれはフロー図がないと分かりにくいよねであったりとか、逆にフロー図を作った上で、これはＢＰＲの領域にも踏み込むんですけれども、ちょっと見直しをした上でもう一回作り直そうかとか、それはちょっと業務によってそれぞれあると思うんですけれど、そういった経過を経て、一応全体を精査して作り直したというところでございます。

○森田委員長　徳田委員。

○徳田委員　私の概念では、日次管理すべきものと、あるいは週次管理、あるいは月次管理すべきもの、それぞれ当然、市役所の業務の中でもあると思うんですが。それについても、それぞれ日次、週次、月次での業務処理手順書を作っていらっしゃるという理解でよろしいんでしょうか。

○森田委員長　泉原調査課長。

○泉原調査課長　何ていいますか、日次、週次、月次、というような形で、例えば、課の全体で所管してる業務を横串を刺して日次、週次、月次というようなイメージなのかなと思って伺わせていただいたんですけれども、調査課のほうで取りまとめましたのは、各事務事業単位でのそういったものを取りまとめをしましたけれども、それを受けて各所管課のほうで、横串を刺したものを作ってるかどうかというのは、すみません、ちょっと承知

をしておりません。
○森田委員長　徳田委員。
○徳田委員　非常にそれ大事な視点ですので、いま一度、教えていただけないでしょうかね。
○森田委員長　泉原調査課長。
○泉原調査課長　業務処理手順書につきましては、１回作れば終わりということでは当然ございません。これはやっぱり法律が変わったりだとか新しいＤＸ化を進めたりとか、そういったことあれば随時変わっていくものというふうに考えておりまして、これはちょっと継続的に取組を進めていくようなことを考えておりますので、今いただいたような意見もちょっと組み込んで考えてみたいと思います。以上です。
○森田委員長　ほかにございますか。
　吉岡委員。
○吉岡委員　何点か伺いたいと思います。先ほどのＢＰＲの実施についてですが、聞くところによりますと、タイムスタディー調査というものをされたというふうに伺っておりますが、その内容について御説明いただけますか。
○森田委員長　泉原調査課長。
○泉原調査課長　タイムスタディー調査というのがどういったものを指すのか、すみません、認識しておりませんけれども。
○森田委員長　吉岡委員。
○吉岡委員　分かりました。特定の課でそういったことをやられたというのを伺ったので、この一環でされたのかなと思いましたけど、御回答はいいですので、ありがとうございます。
　続けていいですか。２点目なんですが、柱３、柔軟かつ安定した財政運営についてなんですけど、この実施計画の実施状況の最後のページに借地料見直しの推進というものがあります。令和７年度は２件の借地買取りを達成したというふうにありますが、これは具体的にはどこのことでしょうか。
○森田委員長　富田総務管財課長補佐。
○富田総務管財課長補佐兼財産管理担当課長補佐　借地の買取りについての御質問でございますけれども、昨年につきましては、湊山中学校、こちらの敷地、あともう１件は、皆生にございます都市公園の一部なんですけれども、皆生遊歩道、そちらのほうを買取りのほうをさせていただきました。以上です。
○森田委員長　吉岡委員。
○吉岡委員　本庁舎以外の借地解消へのこの計画というものは、この資料を見る限りではちょっと分からないんですが、明確に定められているものなんでしょうか。
○森田委員長　富田総務管財課長補佐。
○富田総務管財課長補佐財産管理担当課長補佐　全体の方針といたしましては、基本的には借地の解消というのは全体的に行っておりますので、随時借地の買取りですとか減額交渉などは、定期的に行うものとしております。以上です。
○森田委員長　吉岡委員。
○吉岡委員　それを、時期とか優先順位とかを定めて、計画的に作成したものというのは、

現時点ではない。

○森田委員長　富田総務管財課長補佐。

○富田総務管財課長補佐財産管理担当課長補佐　基本的な考え方というものはございますけれども、要綱みたいなものを定めたものではございません。ですが、賃料につきましては、予算にも関わることでございますので、定期的に、いつも毎月行ってるとかということではございませんけれども、減額の交渉を都度やっているということでございます。以上です。

○森田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　もう一つ、この柱３の中に、公共施設等総合管理計画の推進があるんですが、これを推進するに当たって、公共施設の底地の借地というような問題は、庁舎以外でも何かそこが問題になってくるというようなことは、今の時点では分析はされてませんか。

○森田委員長　泉原調査課長。

○泉原調査課長　公共施設等総合管理計画の推進についてのお尋ねでございました。現在のところ、５月の委員会でも御説明をさせていただいておりますけれども、今後も廃止予定としているもの、例えば第２庁舎であったりとか、先ほどより話が出ております旧庁舎の新館、こういったものを順次、取組を進めていくということをやっておりますけれども、そういった延べ床面積の削減に係るものとして考えてるものの中には、借地は基本的に含まれてないものというふうに考えております。以上です。

○森田委員長　ほかにございますか。

松田委員。

○松田委員　改めて課題。走ってみて、自己評価といいますか課題とか、１年走って相対的に総論というか、どう分析されてて、この辺りが問題だなみたいなところがあるのか含めて伺いたいです。

○森田委員長　泉原調査課長。

○泉原調査課長　すみません、１つ、先に答弁を修正させていただきたいと思うんですけど、先ほどの吉岡委員さんの質問のほうなんですけれども、体育館で１か所、借地で建っている体育館があるというふうに認識しております。

その上で、松田委員さんの質問にお答えしますけれども、１年間やってみましたその感覚といいますかそこなんですけれども、まさに冒頭申し上げたとおり、今後、どんどん人が減っていく、職員も当然減っていく、ただ、サービスは継続していく、もしくは向上していかないといけない。この言えば二律背反的なことをどうしていくかということで、その手段としてＢＰＲということに取組を向けてるわけなんですけれども、やはりＢＰＲっていいますと、単なるＤＸ化であったり改善ではなくて、仕事の根源、やり方の根っこのところからもう一回組立て直しをした上で、デジタル化できるところをデジタル化していく。これで一番効果が出るんだろうというふうに考えておりましてＢＰＲに取組を始めとるわけですけれども、なかなかやはり考え方、それがまず浸透していかないというところが、一番今、難しいところかなと思っておるところです。

ただこれは、先ほどジャーナルのお話もしましたけれども、反復的に職員に対してこういったことをやっていきましょうという、組織としてそういう空気感をつくっていくということ、これはやっぱり一朝一夕でできるものではございませんので、そういったことに

特に力を入れて今後やっていかなきゃいけないかなと、そういうふうに考えております。以上です。

○森田委員長　松田委員。

○松田委員　私もそうだなと思いました。業務改善ジャーナルとかもいい取組だなと思って伺っておりました。意識改革というか、引き続き、ＢＰＲは継続して、忘れないようにじゃないですけど、常に頭に入れながらやっていくという形でやっていただきたいと思います。大事なことだと思いますんで、よろしくお願いします。以上です。

○森田委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市特別職報酬等審議会の開催について、当局からの説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長　それでは、米子市特別職報酬等審議会の開催について御説明申し上げます。

まず、開催理由でございますが、令和７年度の審議会の答申におきまして、条例改正を提案する場合に限らず、特別職の報酬等の妥当性について審議会の意見を求めるため、原則として一の年度に１度審議会を開催する旨の方針が示されました。これを受けまして、今後は原則として毎年度、審議会を開催することとしたものでございます。

続きまして、２番の諮問内容及び３番の令和８年度の開催概要につきましては、資料に記載のとおりということで説明を割愛させていただきます。

最後、その他としまして、今後の取組について御説明いたします。近年の急速な物価高騰ですとか経済情勢の変動に加えまして、人事院勧告等に伴い一般職の給与等の改定が毎年のように行われている状況がございます。こうした状況を踏まえまして、前年度の審議経過を把握した上で一貫性のある審議を各年度で継続的に実施できるよう、委員の任期を複数年とする米子市特別職報酬等審議会条例の改正を予定しております。

説明は以上でございます。

○森田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市職員定員管理計画の策定について、当局からの説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長　それでは、米子市職員定員管理計画の策定について御説明申し上げます。

このたび、令和５年に策定いたしました従前の米子市職員定員管理計画を見直し、別添資料のとおり新たな米子市職員定員管理計画を策定しましたので、その概要について次のとおり報告するものでございます。

まず、１の計画期間でございますが、令和８年４月１日から令和１３年４月１日までの５年間としております。

続きまして、２の策定趣旨について御説明いたします。本市におきましては、令和５年度に策定いたしました従前の計画に基づき計画的な定員管理に取り組んでまいりました。本来であれば現行計画の期間中ではございますが、計画策定以降、上下水道局を設置する

組織再編ですとか、ワーク・ライフ・バランスの推進に伴う職場環境の急激な変化など、想定を超える状況変化が生じました。人口減少や労働力不足が加速する中、行政サービスを安定的かつ持続的に提供し続けるためには、計画期間の途中であっても、こうした現実の課題に即座に対応すべく、ここで計画を全面改定する必要が生じたものでございます。

今回の改定に当たりましては、主に次の３つの観点を柱としております。細かい項目につきましては説明を割愛させていただきたいと思いますが、資料にあるとおり、１つ目が下水道事業の公営企業化に伴う定員管理の範囲の見直し、２つ目がワーク・ライフ・バランスの推進と安心できる職場体制の構築、３つ目が実働職員数を基準とした定員管理への転換でございます。

次に、３、近年の定員管理の状況でございます。令和５年の従前計画での目標８７０人に対し、令和８年４月１日時点の職員数は８９３人と、２３人の超過となっております。この要因といたしましては、育児休業者や休職者への常勤職員による代替要員の配置、拡充に加えまして、大規模イベントや給付金支給事業等などの突発的な業務の増加により、ＤＸの推進等による業務効率化効果を上回る業務量が生じたことによるものでございます。

最後に、４、本計画の基本方針でございます。本市の人口減少や生産年齢人口の推移を見据え、今後１０年で５％、これは４３人に当たりますけれども、の実働職員数を減ずることを目指します。5年間の本計画期間におきましては、令和８年時点比で２．５％減となる実働職員数８３０人を、令和１３年４月１日時点の目標数値として設定しております。なお、この目標人数は、国民スポーツ大会のような臨時的事業に係る要員を除く人数目標としております。

本計画によりまして、職員数を減少させる中にあっても社会情勢の変化に伴い多様化、複雑化する市民のニーズに応えるため、より一層職員の育成を図るとともに、ＡＩ活用をはじめとするさらなるＤＸとＢＰＲを一体的に推進し、業務効率化と質の高い市民サービスの維持、向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○森田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○森田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

以上で、総務部からの報告を終わります。

総務政策委員会を閉会いたします。

午後０時１５分　閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総務政策委員長　　森　田　悟　史